

法人税 R4 平成 28 年度税制改正対応版(Ver.16.10)の予定

平成 28 年度税制改正に対応した、法人税 R4 Ver.16.10 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。

当プログラムは、平成 28 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の申告に使用していただけます。

また、Ver.H27.4 から Ver.15.4 へのコンバートに対応した R4 コンバーターの公開日につきましても、あわせてご連絡します。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期（予定）
3. 税制改正の内容
4. R4 コンバーター（H27.4→15.4 へのコンバート対応）の公開について
5. 平成 27 年度版での 5 月申告の留意点（兵庫県の超過税率の適用要件変更の連絡）
6. フォルダー構成

兵庫県の法人事業税の超過税率の適用要件変更について

兵庫県において、外形標準課税の非対象法人における法人事業税の超過税率適用の適用要件が変更になっています（平成 28 年 5 月申告より対象）。

平成 27 年度版での申告時の留意点として、別で FAX を送らせていただいておりますので、ご確認ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
法人税 R4	Ver. 16. 10	平成27年度版（Ver. 15. 10以降）

※ライセンスが変更になります。16.1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2016年5月24日（火）

2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2016年5月24日（火）

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始予定日

インターKX 法人税 R4 : 2016年6月7日（火）

法人税顧問 R4 : 2016年6月7日（火）

2-4. 法人税 R4 Ver.16.1 用の電子申告プログラムについて

法人税 R4 電子申告プログラム（Ver.16.1.e1）は、6月に公開する予定です。

ただし、現時点で国税電子申告・納税システム（e-Tax）より新帳票（平成28年4月1日以後終了事業年度）の受付開始時期や仕様が公開されていないため、今後、e-Tax の対応時期などが明確になりましたら、別途ご案内させていただきます。

2-5. Ver.16.1 用のコンバートプログラムの提供について

Ver.16.1 へのコンバートに対応した R4 コンバーターを5月下旬に公開する予定です。

また、CD-ROM 製品に収録される R4 コンバーターも、対応する予定です。

コンバート対象バージョン、および対象データ

- ・旧製品（InterKX 法人税／法人税顧問）の平成27年度版（Ver.H27.3/H27.4）からのコンバートに対応します。

平成28年度版（Ver.H28.1）からのコンバートは、本バージョンでは対応しません。

- ・コンバート対象のデータは、平成28年4月1日以後終了事業年度の法人データです。

3. 税制改正の内容

当システムに関する平成28年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

参考

タビスランドで「平成28年度／税制改正の概要」を公開しています。

http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei_h28/index.htm

3-1. 法人税率の引き下げ

法人税の税率が引き下げられました。

	改正前 H27.4.1～H28.3.31 開始事業年度	改正後 H28.4.1～H29.3.31 開始事業年度
法人税率	23.9%	23.4%

国・地方を通じた法人実効税率は、32.11%から29.97%に引き下げられました。

3-2. 欠損金の繰越控除限度割合の見直し

大法人（中小法人等以外の法人）の欠損金の控除限度が引き下げられました。

	改正前 H27.4.1～H27.3.31 開始事業年度	改正後 H28.4.1～H29.3.31 開始事業年度
控除限度割合	所得の 65%	所得の 60%

3-3. 減価償却制度の見直し

(1) 建物附属設備・構築物の定額法一本化

建物附属設備および構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後取得資産より適用となります。

取得年月日	～H10.3.31	H10.4.1～	H19.4.1～	H24.4.1～	H28.4.1～
建物	旧定額法 または 旧定率法	旧定額法	定額法		
建物附属設備 構築物		旧定額法 または 旧定率法	定額法 または 250%定率法	定額法 または 200%定率法	定額法
機械装置 工具器具備品 車両運搬具		旧定率法	250%定率法	200%定率法	定額法 または 200%定率法

また、鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備および構築物についても、定率法が廃止され、定額法または生産高比例法から選択することとなりました。（生産高比例法による申告は、システムでは対応していません）

(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用対象法人の変更

常時使用する従業員の数が 1000 人を超える法人は適用対象外とし、適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

3-4. 外形標準課税の拡大等

(1) 法人事業税等の税率の改正

外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人）について、法人事業税の所得割の税率は引き下げ、付加価値割及び資本割の税率は引き上げられました。

		改正前 H27.4.1～H28.3.31 開始事業年度	改正後 H28.4.1～ 開始事業年度
所得割	年 400 万円以下	3.1 % (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年 400 万円超 年 800 万円以下	4.6 % (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年 800 万円超	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)
	付加価値割	0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%

※（ ）内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率超過税率がある 8 都道府県の税率（超過税率）もすべて変わります

また、所得割の税率引き下げに伴い、地方法人特別税の税率が次のとおりとされました。

	改正前 H27.4.1～H28.3.31 開始事業年度	改正後 H28.4.1～ 開始事業年度
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	93.5%	414.2%

(2) 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置の拡充

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が 40 億円未満の法人について、旧税率による計算額よりも増額になる場合は、負担増を軽減する措置が講じられました。

適用要件 (H28.4.1～H29.3.31 開始事業年度)	
・付加価値額が 40 億円未満の法人 ・法人事業税額 (A) > 平成 28 年度の課税標準額 × 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率により算定した法人事業税額 (B)	
控除額 (H28.4.1～H29.3.31 開始事業年度)	
付加価値額が 30 億円以下の法人	付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人
$(A-B) \times 3/4$	$(A-B) \times 3/4 \times (40 \text{ 億} - \text{付加価値額}) / 10 \text{ 億}$

3-5. 雇用促進税制の見直し

(1) 雇用促進税制の適用要件縮減と延長

雇用促進税制のうち「地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置」以外の措置について、次の見直しが行われた上、適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度まで 2 年延長されました。

- ・対象になる増加雇用の範囲が、地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限）
- ・所得拡大促進税制との重複適用が認められる（その場合、一定の調整計算が行われる）

(2) 雇用促進税制の特則措置の拡充

雇用促進税制の特則措置である「地方拠点強化税制による拡充措置」について、所得拡大促進税制との重複適用が認められました（その場合、一定の調整計算が行われる）。

3-6. 環境関連投資促進税制の見直し

環境関連投資促進税制（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）について、次の見直しが行われた上、その取得等の期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

- ・風力発電設備について即時償却を廃止
- ・対象資産から売電用の太陽光発電設備を除外し、自家用の同設備を追加
- ・税額控除の対象資産から車両運搬具（電気自動車等）を除外

3-7. 交際費等の損金不算入制度および特例の延長

交際費等の損金不算入制度、および次の特例の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

- ・飲食費の 50% まで損金算入可能
- ・中小法人について、800 万円までの損金算入制度と、飲食費の 50% まで損金算入制度の選択適用

3-8. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が地方創生のために効果の高い事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げてその事業を推進することができるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されます。

青色申告法人が、地域再生法の改正法施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合、現行の損金算入措置に加え次の税額控除が適用できます。

	税額控除額	控除額の上限 (※)
法人事業税	寄附金額×10%	同税額の 20%
法人住民税 (法人税割額)	(寄附金額×20%)	
道府県民税	寄附金額×5%	同税額の 20%
市町村民税	寄附金額×15%	同税額の 20%
法人税	次のいずれか少ない金額 ・ 寄附金額×20%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額 ・ 寄附金額×10%	同税額の 5%

(※) 平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度

4. R4 コンバーター (H27.4→15.4 へのコンバート対応) の公開について

旧システム Ver.H27.4 からのコンバートに対応した R4 コンバーター Ver.3.10 を、2016 年 4 月 28 日(木)に公開します。

Ver.15.4 へのコンバートが対象となります(旧システム Ver.H27.4 のデータは Ver.15.3 以前のバージョンへはコンバートできません)。

なお、旧システム Ver.H27.3、および平成 26 年度版 (H27.4.1 以後終了事業年度データが対象) から、Ver.15.4 へのコンバートは、現在公開中の R4 コンバーターで実行可能です。

5. 平成 27 年度版での 5 月申告の留意点 (兵庫県の超過税率の適用要件の変更の連絡)

兵庫県において、外形標準課税の非対象法人における法人事業税 (所得割) の超過税率の適用要件で、年所得額の判定金額が以下のように変更になりました。平成 28 年 3 月 12 日以後終了事業年度より対象となります。

該当する法人データは、第六号様式の入力画面で法人事業税 (所得割) の税率を、超過税率から標準税率に上書訂正してください。

平成 28 年度版 (Ver.16.10) では、新しい適用要件による自動判定を行います。

変更前 :	変更後 :
H28.3.11 以前終了事業年度の適用要件	H28.3.12 以後終了事業年度の適用要件
年所得が 5,000 万円超	年所得が 7,000 万円超

また、平成 27 年度版での申告時の留意点として、お客様文書を添付しましたので、該当するお客様のご案内をお願いします。

5-1. 該当する法人データ (第六号様式の税率の上書訂正が必要な条件)

次のすべての条件に一致する法人データが該当します。

- ・ 兵庫県の事業所がある (事業所設定で、所在地が兵庫県の事業所が登録されている)
- ・ 資本金の額又は出資金の額が、1 億円以下
- ・ 所得金額が、5000 万円超～7000 万円以下
- ・ 平成 28 年 3 月 12 日以後終了事業年度の外形標準課税の非対象法人

5-2. 第六号様式（兵庫県）の入力画面での変更方法

(1) 法人事業税（所得割）の税率の上書訂正

前述の条件に一致する法人データでは、兵庫県の法人事業税（所得割）の税率が、超過税率で判定されるので、標準税率に上書訂正してください。

【第六号様式（兵庫県）の入力画面】

◆普通法人の画面（税率）の例

摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	33 60,000,000		
	年400万以下の額	34 1,666,000	3.6500	60,800
	年800万以下の額	35 1,666,000	5.4650	91,000
	年800万超える額	36 56,666,000	7.1800	4,068,600
	計	37 59,998,000		4,220,400
	軽減税率不適用法人	38 0	7.1800	0

摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	33 60,000,000		
	年400万以下の額	34 1,666,000	標準税率に上書訂正 3.4000	56,600
	年800万以下の額	35 1,666,000	5.1000	84,900
	年800万超える額	36 56,666,000	6.7000	3,796,600
	計	37 59,998,000		3,938,100
	軽減税率不適用法人	38 0	6.7000	0

◆特別法人の画面（税率）の例

摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	33 60,000,000		
	年400万以下の額	34 4,000,000	3.6500	146,000
	年800万以下の額	35 56,000,000	4.9300	2,760,800
	年800万超える額	36 0	4.9300	0
	計	37 60,000,000		2,906,800
	軽減税率不適用法人	38 0	4.9300	0

摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	33 60,000,000		
	年400万以下の額	34 4,000,000	標準税率に上書訂正 3.4000	136,000
	年800万以下の額	35 56,000,000	4.6000	2,576,000
	年800万超える額	36 0	4.6000	0
	計	37 60,000,000		2,712,000
	軽減税率不適用法人	38 0	4.6000	0

(2) 第六号様式別表十四の「超過税率の適用」の判定の確認

第六号様式（兵庫県）の入力画面下部の「超過税率の適用」の判定が、「なし(標準税率)」になっていることを確認してください（所得割の税率を標準税率に上書訂正すると「なし(標準税率)」と判定されます）。

「なし(標準税率)」の場合、第六号様式（兵庫県）の入力画面上部に「※第六号様式別表十四の提出が必要です。」と赤字で表示されていたメッセージが消えます。

【第六号様式（兵庫県）の入力画面下部】

※事業税で超過税率を設定していないため第六号様式別表十四は必要ありません。

第六号様式別表十四(基準法人所得割額の計算)

処理 事項	整理 番号	事務 所	管理 番号	申告 区分	課税標準		税率	基準法人所得割額
					課税標準	税率		
所得 割	所得金額総額	1	0					
	年400万以下の額	2	0				0	
	年800万以下の額	3	0				0	
	年800万を超える額	4	0				0	
	計	5	0				0	
	軽減税率不適用法人	6	0				0	

※「基準法人所得割額」は、第六号様式の地方法人特別税の課税標準に転記されます。

超過税率の適用
なし(標準税率) あり(超過税率)

6. フォルダー構成

■データベース

¥
└ R4_RDB データベース格納フォルダー
└ hojin_3..... 法人税 R4 平成 28 年度 データフォルダー

■プログラム

¥
└ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
└ Epson
└ R4
└ hojin_3..... 法人税 R4 平成 28 年度 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願いいたします。